

社会福祉法人 紀伊の郷  
理事、監事及び評議員の報酬等に関する規程

(報酬等の支給)

第1条 理事、監事及び評議員の報酬等は、社会福祉法人紀伊の郷定款第8条及び第22条に定めるとおり無報酬とする。

(公表)

第2条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は、平成29年6月19日から施行する。